

平成23年3月

東北地方太平洋沖地震の被害を受けた事業者における
P R T R制度に基づく届出について

経済産業省製造産業局化学物質管理課
環境省総合環境政策局環境保健部環境安全課

平成23年東北地方太平洋沖地震等による被害を受けられた事業者の皆様方に、心からお見舞い申し上げます。

特定化学物質の環境への排出量の把握等および管理の改善の促進に関する法律（化管法）第5条第2項に規定する化学物質排出移動量届出制度（P R T R制度）に基づく届出（平成22年度に把握した化学物質の排出量・移動量等の届出）が本年4月から開始されますが、今般の地震の被害による把握データの紛失等により、排出量・移動量等の把握等が困難となっている事業者の方々がいらっしゃるものと存じます。

各事業者において様々な状況が想定されることから、個別に事情をお聞きした上で対応を検討したいと思っておりますので、今回の地震の被害により排出量・移動量等の把握等が困難な事業者におかれましては、以下の問い合わせ先に御相談ください。

【問い合わせ先】

経済産業省製造産業局化学物質管理課

P R T R担当

T E L : 03-3501-0080

F A X : 03-3580-6347

E-mail: prtr-meyasubako@meti. go. jp

環境省総合環境政策局環境保健部環境安全課

P R T R担当

T E L : 03-3581-3351 内線(6358)

F A X : 03-3580-3596

E-mail: ehs@env. go. jp

独立行政法人製品評価技術基盤機構

化学物質管理センターリスク管理課 P R T R担当

T E L : 03-3481-1967

F A X : 03-3481-1959

E-mail: support_prtr@nite. go. jp